

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【公開番号】特開2012-64722(P2012-64722A)

【公開日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-013

【出願番号】特願2010-207085(P2010-207085)

【国際特許分類】

H 05 K 7/14 (2006.01)

F 24 F 13/20 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/14 E

F 24 F 1/00 401 E

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月20日(2012.7.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る基板ホルダーは、装着するプリント基板の平面形状にほぼ対応した形状の底板、該底板の周縁に設けた周壁、及び上部に係止爪を有し前記底板の周縁に前記周壁から独立して設けられ、前記プリント基板の一部を狭持するために用いられる係止爪を設けた係止片を有し、該係止片に設けた前記係止爪は内側が円弧状に形成され、該円弧状部の上下方向の中央点と下端部との間に前記係止爪の最大突出部を設けたものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装着するプリント基板の平面形状にほぼ対応した形状の底板、該底板の周縁に設けた周壁、及び上部に係止爪を有し前記底板の周縁に前記周壁から独立して設けられ、前記プリント基板の一部を狭持するために用いられる係止爪を設けた係止片を有し、

該係止片に設けた前記係止爪は内側が円弧状に形成され、該円弧状部の上下方向の中央点と下端部との間に前記係止爪の最大突出部を設けたことを特徴とする基板ホルダー。

【請求項2】

前記周壁の内壁に、下面が前記係止片の係止爪の下端部と同一平面上にあり、前記プリント基板の一部を狭持するために用いられる固定係止片を設けたことを特徴とする請求項1記載の基板ホルダー。

【請求項3】

前記係止片又は係止片と固定係止片の近傍において前記底板に支柱を立設し、前記係止片の下端部又は該係止片の下端部及び固定係止片の下面と前記支柱の上端部との間を、前記プリント基板の板厚とほぼ等しいか又はこれより若干大きく形成したことを特徴とする請求項1又は2記載の基板ホルダー。

【請求項4】

前記周壁に代えて、前記底板の周縁部に複数の位置決めピンを設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の基板ホルダー。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれかの基板ホルダーを備えたことを特徴とする空気調和機。